

学 則

学校法人 平成国際学園
長崎医療こども専門学校
長崎市大黒町2番3号

長崎医療こども専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、医療関係、商業実務関係、工業関係、文化・教養関係及び教育・社会福祉関係の専門課程を設置し、社会に貢献し得る人材を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、長崎医療こども専門学校という。

(位置)

第3条 本校の位置を、本校舎として長崎県長崎市大黒町2番3号、第2校舎として長崎県長崎市元船町2番1号、第3校舎として長崎県長崎市大黒町4番25号に、第4校舎として長崎県長崎市大黒町2番7号に置く。

2 本校は、以下の校舎をもって日本語教育課程を実施する。

- (1) 本校舎（教務室設置） 所在地：長崎県長崎市大黒町2番3号
- (2) 第3校舎（教室設置） 所在地：長崎県長崎市大黒町4番25号
- (3) 第4校舎（教室設置） 所在地：長崎県長崎市大黒町2番7号

(学校評価)

第4条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について毎年度自ら点検及び評価を行うとともに、五年に一度、外部の識見を有する者による評価を行う。

2 前項の評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 課程及び学科、修業年限、定員並びに休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。

課 程 名	学 科 名	修業 年限	入学 定員	総定員	昼 夜 別	備考
商業実務関係 専門課程	国際ビジネス科	2年	60名	120名	昼	男女
	医療ビジネス科	2年	40名	80名	昼	女
工業関係専門課程	情報ビジネス科	2年	20名	40名	昼	男女

文化・教養関係 専門課程	日本語科	2 年	100 名	200 名	昼	男女
		1.5 年	40 名	80 名	昼	男女
教育・社会福祉 関係専門課程	介護福祉科	2 年	40 名	80 名	昼	男女
	保育こども科	3 年	30 名	90 名	昼	男女
医療関係専門課程	柔道整復師科	3 年	30 名	90 名	昼	男女
合 計			360 名	780 名		

(学年・学期の終始期)

第6条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期 4月1日から 9月30日まで

後 期 10月1日から 3月31日まで

3 日本語科の学年は、修業年限2年については、4月1日に始まり翌々年3月31日に終わり、修業年限1年6か月については、10月1日に始まり翌々年3月31日に終わる。

4 入学する者は4月1日から入学式前日まで長期休暇及び進学準備期間とする。

5 卒業する者は卒業式翌日から3月31日まで長期休暇及び進学準備期間とする。

(休業日)

第7条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(3) 開校記念日 2月10日

(4) その他校長が必要と認めたとき

2 長期休暇期間については別途定める

3 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。

4 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第8条 本校の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

商業実務関係専門課程

(1) 国際ビジネス科

科目 区分	授業科目	第1学年		第2学年		合計		備考
		時間 数	単 位 数	時間 数	単 位 数	時間 数	単 位 数	
一般	日本語 (読解・聴解・文法・語彙)	320	21			320	21	
専門	簿記Ⅰ	120	8			120	8	
専門	ホスピタリティ	120	8			120	8	
専門	ビジネス実務	80	5			80	5	
一般	英語基礎	40	2			40	2	
専門	ワード演習	80	5			80	5	
専門	エクセル演習Ⅰ	40	2			40	2	
専門	ビジネス日本語 (読解・聴解・文法・語彙)			320	21	320	21	
専門	簿記Ⅱ			120	8	120	8	
専門	ネットマーケティング			120	8	120	8	
一般	キャリアデザイン			80	5	80	5	
専門	ビジネス英語			40	2	40	2	
専門	エクセル演習Ⅱ			80	5	80	5	
専門	プレゼンテーション			40	2	40	2	
専門科目 計		440	28	720	46	1160	69	
一般科目 計		360	23	80	5	440	33	
合 計		800	51	800	51	1600	102	

商業実務関係専門課程

(2) 医療ビジネス科

授業科目	第1学年		第2学年		合計		備考
	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	
医療秘書	140	9			140	9	
メディカルワーク	84	5			84	5	
医学知識	92	6			92	6	
簿記	110	7			110	7	
医療関連法規	34	2			34	2	
一般教養Ⅰ	64	4			64	4	
PC知識	66	4			66	4	
Word実習	98	6			98	6	
就職指導	12	0			12	0	
医療事務管理士	78	5			78	5	
秘書	76	5			76	5	
電卓	30	2			30	2	
Excel実習	90	6			90	6	
医療事務技能士	40	2			40	2	
手話	32	2			32	2	
一般教養Ⅱ			10	0	10	0	
医事コン			98	6	98	6	
医事コン学科 (PC)			40	2	40	2	
医事コン学科 (医療)			10	0	10	0	
PowerPoint			66	4	66	4	
ホスピタルコンシェルジュ			72	4	72	4	
病院実習			80	2	80	2	
小計	1,046	65	376	18	1,422	83	
医師事務			54	3	54	3	医療事務コース
医学知識Ⅱ			44	2	44	2	
医療関連法規Ⅱ			42	2	42	2	
医療秘書Ⅱ			80	5	80	5	
調剤事務			80	5	80	5	
介護事務			90	6	90	6	
卒業研究			154	10	154	10	
医療事務コース 計	1,046	65	920	51	1,966	116	
登録販売者			280	18	280	18	調剤事務コース
MOS対策			102	6	102	6	
調剤事務			68	4	68	4	
介護事務			66	4	66	4	
卒業研究			64	4	64	4	
調剤事務コース 計	1,046	65	956	54	2,002	119	
歯科助手			120	8	120	8	歯科事務コース
歯科事務			102	6	102	6	
調剤事務			80	5	80	5	
介護事務			90	6	90	6	
卒業研究			154	10	154	10	
歯科事務コース 計	1,046	65	922	53	1,968	118	

工業関係専門課程

(3) 情報ビジネス科

科目 区分	授業科目	第1学年		第2学年		合計		備考
		時間 数	単 位 数	時間 数	単 位 数	時間 数	単 位 数	
専門	情報処理概論	100	6			100	6	
専門	C言語基礎	100	6			100	6	
専門	SQL基礎	100	6			100	6	
専門	VisualBasic	100	6			100	6	
専門	プログラミング実習	100	6	100	6	200	12	
専門	商業簿記	60	4			60	4	
専門	Excel実習	60	4	60	4	120	8	
専門	Access実習	60	4	60	4	120	8	
専門	ビジネス著作権			60	4	60	4	
専門	ネットワーク技術			100	6	100	6	
専門	情報処理検定対策	110	7	250	16	360	23	
一般	一般教養	60	4	60	4	120	8	
専門	卒業研究			100	6	100	6	
専門	プレゼンテーション実習			60	4	60	4	
専門科目 計		790	49	790	50	1580	99	
一般科目 計		60	4	60	4	120	8	
合 計		850	53	850	54	1700	107	

文化・教養関係専門課程

(4) 日本語科 進学2年コース

科目 区分	授業科目	第1学年			第2学年			合計		備考
		時間 数	単 位 数	時 週 間 平 数 均	時間 数	単 位 数	時 週 間 平 数 均	時間 数	単 位 数	
専門	日本語 読解初級	72	4	1.8				72	4	
専門	日本語 文法初級	290	19	7.3				290	19	
専門	日本語 語彙初級	216	14	5.4				216	14	
専門	日本語 聴解初級	146	9	3.7				146	9	
専門	日本語 読解初中級				60	4	1.5	60	4	
専門	日本語 文法初中級				182	12	4.6	182	12	
専門	日本語 語彙初中級				62	4	1.6	62	4	
専門	日本語 聴解初中級				62	4	1.6	62	4	
専門	日本語 読解中級				60	4	1.5	60	4	
専門	日本語 文法中級				178	11	4.5	178	11	
専門	日本語 語彙中級				60	4	1.5	60	4	
専門	日本語 聴解中級				60	4	1.5	60	4	
専門	日本文化	40	2	1.0	40	2	1.0	80	4	
一般	学校行事	20	1	0.5	20	1	0.5	40	2	
一般	オリエンテーション	20	1	0.5	20	1	0.5	40	2	
合 計		804	50	20.2	804	51	20.3	1,608	101	

文化・教養関係専門課程

(5) 日本語科 進学1年半コース

科目 区分	授業科目	第1学年			第2学年			合計		備考
		時間 数	単 位 数	時 週 間 平 数 均	時間 数	単 位 数	時 週 間 平 数 均	時間 数	単 位 数	
専門	日本語 読解初級	36	2	0.9	36	2	0.9	72	4	
専門	日本語 文法初級	146	9	3.7	144	9	3.6	290	18	
専門	日本語 語彙初級	110	7	2.8	106	7	2.7	216	14	
専門	日本語 聴解初級	74	4	1.9	72	4	1.8	146	8	
専門	日本語 読解初中級				60	4	1.5	60	4	
専門	日本語 文法初中級				182	12	4.6	182	12	
専門	日本語 語彙初中級				62	4	1.6	62	4	
専門	日本語 聴解初中級				62	4	1.6	62	4	
専門	日本文化	20	1	0.5	40	2	1.0	60	3	
一般	学校行事	10		0.3	20	1	0.5	30	1	
一般	オリエンテーション	10		0.3	20	1	0.5	30	1	
合 計		406	23	10.2	804	50	20.1	1,210	73	

教育・社会福祉関係専門課程
(6)介護福祉科

科目 区分	授業科目	第1学年		第2学年		合計		備考
		時間 数	単 位 数	時間 数	単 位 数	時間 数	単 位 数	
人間と 社会	介護倫理	30	2			30	2	
	社会福祉援助技術	30	2			30	2	
	チームマネジメント			30	2	30	2	
	生活と福祉	30	2			30	2	
	社会保障制度			30	2	30	2	
	介護保険制度	30	2			30	2	
	パソコン実習	20	1	70	4	90	5	
	福祉事務	30	2			30	2	
介 護	介護の基本	120	8	30	2	150	10	
	リハビリテーション論			30	2	30	2	
	コミュニケーション技術	30	2			30	2	
	手話			30	2	30	2	
	点字			30	2	30	2	
	生活支援技術Ⅰ生活	20	1			20	1	
	生活支援技術Ⅰ栄養	30	2			30	2	
	生活支援技術Ⅰ被服	30	2			30	2	
	生活支援技術Ⅰ住居	20	1			20	1	
	生活支援技術Ⅱ介護技術	150	10	50	3	200	13	
	介護過程	60	4	90	6	150	10	
	介護総合演習	100	6	20	1	120	7	
	介護実習	296	9	160	5	456	14	
こころと からだの しくみ	発達と老化の理解	60	4			60	4	
	認知症の理解	30	2			30	2	
	認知症の介護	30	2			30	2	
	障害の理解	20	1	40	2	60	3	
	精神保健			30	2	30	2	
	こころとからだのしくみ	90	6			90	6	
医療的ケ ア	基本研修	26	1	60	4	86	5	
	演習	8		50	3	58	3	
就職指 導	就職指導	24	1	36	2	60	3	
	国家試験対策	14		226	15	240	15	
合 計		1328	73	1012	59	2,340	132	

補足事項 1. 指定規則別表に定める指定科目・授業時間数は全て必修とする。
2. 基礎科目を除き、合併授業は行わない。

教育・社会福祉関係専門課程

(7)保育こども科

科目区分	授業科目	第1学年		第2学年		第3学年		合計		備考
		時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	時間数	単位数	
共通教育科目	英会話 I	30	2					30	2	
	健康科学	15	1					15	1	
	生涯スポーツ	15	1					15	1	
	情報処理 I	30	2					30	2	
	日本国憲法	30	2					30	2	
専門教育科目 (必須)	幼児と音楽表現	15	1					15	1	
	音楽表現技術			15	1			15	1	
	幼児と造形表現			15	1			15	1	
	教育心理学	15	1					15	1	
	幼児の心理学	15	1					15	1	
	健康 (指導法)	15	1					15	1	
	人間関係 (指導法)	15	1					15	1	
	幼児と健康			15	1			15	1	
	教育原理	30	2					30	2	
	造形表現 (指導法)	30	2					30	2	
	音楽表現 (指導法)	15	1					15	1	
	環境 (指導法)	15	1	15	1	15	1	45	3	
	言葉 (指導法)	15	1					15	1	
専門分野	幼児と言葉	15	1					15	1	
	幼児と人間関係	15	1					15	1	
	幼児と環境	15	1					15	1	
	児童文化	30	2					30	2	
	社会福祉	30	2					30	2	
	子ども家庭福祉			30	2			30	2	
	音楽 (理論)	30	2					30	2	
	保育原理			30	2			30	2	
	社会的養護 I	30	2					30	2	
	社会的養護 II			15	1			15	1	
	子ども家庭支援論			30	2			30	2	
	幼児への特別な支援			15	1			15	1	
	障害児保育			15	1			15	1	
	子どもの食と栄養			30	2			30	2	
	子どもの保健			30	2			30	2	
	子育て支援			15	1			15	1	

演習・実習	劇あそび（指導法）	15	1					15	1	
	子ども家庭支援の心理学			30	2			30	2	
	教育課程総論	30	2					30	2	
	教育方法論	30	2					30	2	
	教職概論	30	2					30	2	
	保育内容総論	15	1					15	1	
	教育相談			30	2			30	2	
	言語表現			15	1			15	1	
	保育の心理学					30	2	30	2	
	保育・教職実践演習			15	1	30	2	45	3	
	子どもの健康と安全					15	1	15	1	
	乳児保育					45	3	45	3	
	国語	15	1	15	1	15	1	45	3	
	教育実習			60	2	60	2	120	4	
	教育実習事前事後指導	15	1					15	1	
	保育実習事前事後指導Ⅰ（保育所）			30	1			30	1	
	保育実習事前事後指導Ⅰ（施設）			30	1			30	1	
	保育実習Ⅰ（保育所）			60	2			60	2	
	保育実習Ⅰ（施設）					60	2	60	2	
	保育実習事前事後指導Ⅱ					15	1	15	1	
	保育実習事前事後指導Ⅲ					15	1	15	1	
	保育実習Ⅱ（保育所）※選択科目					60	2	60	2	選択科目
	保育実習Ⅲ（施設）※選択科目					60	2	60	2	選択科目
	総合演習	120	3	165	6	180	6	465	15	
	ピアノ実技	90	3	90	3	60	2	240	8	
	卒業研究					215	7	215	7	
合 計		825	47	810	40	815	33	2,450	120	

医療関係専門課程

(8)柔道整復師科

科目 区分	授業科目	第1学年		第2学年		第3学年		合計		備考
		時間 数	単 位 数	時間 数	単 位 数	時間 数	単 位 数	時間 数	単 位 数	
基礎 分野	心理学	30	2					30	2	
	社会福祉学	30	2					30	2	
	国語表現	30	2					30	2	
	医学英語	30	2					30	2	
	情報処理概論	30	2					30	2	
	情報処理演習 I	30	2					30	2	
	保健体育			30	2			30	2	
専門 基礎 分野	解剖学	90	6	60	4	60	4	210	14	
	生理学	60	4	60	4	60	4	180	12	
	運動学	30	2	30	2			60	4	
	病理学			60	4			60	4	
	リハビリテーション医学			60	4			60	4	
	一般臨床医学			60	4			60	4	
	外科学					60	4	60	4	
	整形外科学					60	4	60	4	
	公衆衛生学					60	4	60	4	
	関係法規			30	2	60	4	90	6	
	柔道	60	2	30	1	60	2	150	5	
専門 分野	基礎柔道整復学総論	150	10					150	10	
	臨床柔道整復学	60	4	210	14	150	10	420	28	
	基礎柔道整復実技	120	4	60	2			180	6	
	臨床柔道整復実技			90	3	150	5	240	8	
	応用柔道整復実技					90	3	90	3	
	臨床実習	90	2	90	2			180	4	
特別 分野	総合演習	300	20	270	18	300	20	870	58	
合 計		1,140	66	1,140	66	1,110	64	3,390	196	

(授業の終始時間)

第9条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

学科名	開始時間	終了時間
国際ビジネス科（午前の部）	9時20分	12時30分
国際ビジネス科（午後の部）	13時30分	16時40分
医療ビジネス科	9時20分	16時40分
情報ビジネス科	9時20分	16時40分
日本語科（午前の部）	9時20分	12時30分
日本語科（午後の部）	13時30分	16時40分
介護福祉科	9時20分	16時40分
保育こども科	9時20分	16時40分
柔道整復師科	13時20分	18時00分

(教職員組織)

第10条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 教員 17名以上
 - (3) 助教師 必要に応じて置く
 - (4) 講師 必要に応じて置く
 - (5) 事務員 4名以上
 - (6) 学校医 1名
- 2 校長は、校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 3 前項以外の教職員は、それぞれ校務を分業する。

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格（日本語科、国際ビジネス科以外）は、高等学校を卒業した者又は学校教育法施行規則第77条の5に該当する者とする。

- (1) 高等学校卒業者
 - (2) 文部科学大臣の定めるところにより、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者
 - (3) 専修学校の高等課程卒業者のうち校長が認めた者
- 2 日本語科
 - (1) 外国において、12年課程修了以上及びこれと同等のレベルの者。
 - (2) 原則として、入学時満18歳以上の者。
 - (3) 日本語学習時間が150時間以上で、日本語能力試験N5以上の能力がある者。

- (4) 本校を卒業後、日本の大学院、大学、短大、専門学校への進学を希望する者。
 - (5) 学費及び生活費を支払う能力がある者。
 - (6) 日本の法律及び本校の校則を遵守できる者。
- 3 国際ビジネス科
- (1) 日本人の場合、同条第1項第1号から第3号
 - (2) 外国の国籍がある場合
 - ①同条第2項第1号から第2号、第4号から第6号
 - ②日本語能力について、下記のいずれか1つに該当すること。
 - ・日本語学校の卒業者又は卒業見込みの者。
 - ・日本語能力試験または日本留学試験を受験した者、受験申込者。
 - ・日本語学校における出席率が80%以上の者。

(入学時期)

第12条 本校の入学時期は、学年の始めと10月の2期とする。

(入学手続)

第13条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書その他の書類に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から1週間以内に第23条の入学金等を添え、入学手続きをとらなければならない。

(入学選考)

第14条 本校の入学選考は、次のとおりとする。

- (1) AO入学試験
- (2) 指定校推薦入学試験
- (3) 推薦入学試験
- (4) 一般入学試験
- (5) 社会人入学試験
- (6) 留学生は、書類選考、筆記試験、面接試験を行う。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病、その他やむを得ない理由により3日間以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。

(自主退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。なお、留学生については、出入国管理及び難民認定法の定義上、自主退学を「離脱」と証する。

- 2 他の専修学校、大学又は短期大学等に転学をしようとする者は、その事由を明らかにして退学、転学願を校長に提出し許可を受けなければならない。

(各学年の修了の認定)

第17条 校長は、教育課程の定めるところにより、学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

(課程修了の認定)

第18条 各課程の修了の認定は、当該学科に修業年限以上在学し、教育課程に定める授業科目を履修し、各学科の単位数の80%以上を修得し、かつ必要な成績を修めた者について行う。

- 2 前項の修了の認定は、校長がこれを行う。

(卒業)

第19条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

- 2 本校の介護福祉科を卒業した者は「社会福祉士及び介護福祉士法」に定める「介護福祉士」の受験資格を有する。

(専門士の称号)

第20条 本校の商業実務関係専門課程 国際ビジネス科、医療ビジネス科、工業関係専門課程 情報ビジネス科、文化・教養関係専門課程 日本語科進学2年コース、教育・社会福祉関係専門課程 介護福祉科、保育こども科、医療関係専門課程 柔道整復師科を修了した者は、学校教育法第百三十一条の二及び学校教育法施行規則第百八十六条に基づき、特定専門課程を修了した者とする。

- 2 前項の特定専門課程を修了した者は、専門士と称することができる。

(ほう賞)

第21条 成績優秀にして、他の模範となる者は、ほう賞することがある。

(退学)

第22条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(成績考查)

第23条 原則として、各学期終了時に試験による成績考查を行い、その到達度、習熟度に応じて一括して評価を行う。

講義・実技科目

- (1) 科目の認定は、次の基準により行う。
 - ア. 科目出席時数が当該科目の出席すべき時数の80%以上
 - イ. 成績考查試験における60点以上
- (2) 科目出席時数が当該科目の出席すべき時数の80%に満たない場合は、原則として成績考查試験を受けることができない。
- (3) 第1項イの基準を満たせなかった場合には、追試験を行うものとする。

実習科目

- (1) 科目の認定は、次の基準により行う。
 - ア. 科目出席時数が第8条に定める授業時数の80%以上
 - イ. 実習展開の概要(実習要綱)に挙げる実習目標の達成度および実習態度と自己評価を基にして実習指導担当者が評価する。

(転入学、編入学)

第24条 本校への転入学を希望する者がある場合は、教育計画及び学科実習の進展が同程度であり、かつ、やむを得ない事情があると認めた場合には、定員に空きがある場合に限り、選考の結果許可をすることがある。

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第25条 本校の入学金、授業料等は、次のとおりとする。

単位：円

学 科	修業 年数	入学選考料	入学金	授業料 (年額)	施設設備 (年額)	維持費 (年額)
国際ビジネス科	2年	15,000	60,000	600,000	50,000	
医療ビジネス科	2年	10,000	100,000	660,000	100,000	100,000
情報ビジネス科	2年	15,000	10,000	600,000	50,000	
日本語科	2年	10,000	25,000	600,000	50,000	
	1.5年	10,000	25,000	600,000	50,000	

介護福祉科	2年	10,000	100,000	600,000	80,000	80,000
保育こども科	3年	10,000	100,000	660,000	120,000	90,000
柔道整復師科	3年	10,000	100,000	750,000	250,000	150,000

- 2 授業料及び維持費については、指定する方法により分納することができる。
- 3 上記以外に教材費を徴収する。教材費の金額は学科ごと、年度により異なるため、学生募集要項に明記する。
- 4 日本語科及び国際ビジネス科の学生が入寮を希望する場合は、寮費を徴収する。
 - (1) 入寮費 20,000 円
 - (2) 共益費 10,000 円
 - (3) 設備費 20,000 円
 - (4) 寮 費 120,000 円（6ヶ月分）日本語科
40,000 円（2ヶ月分）国際ビジネス科

(授業料の減免)

第26条 特別の事情があると認めた者には、授業料等を減免することができる。

(授業料等の返還)

第27条 入学選考料、入学金、授業料、施設設備費、維持費、寮費、教材費の返還については次の通り定める。

(1) 入学選考料

入学選考試験を受験した後は、合否に関わらず返還しない。

(2) 入学金

①本校への入学が決定した後は、入学前であっても返還しない。

②日本語科への入学予定者で、在留資格認定証明書を交付されなかった場合には入学金を徴収しない。

(3) 授業料、施設設備費、維持費、寮費

本校へ入学後、退学等により本校の学籍を外れる場合は、原則として返還しない。また、在籍年度分については退学等により本校の学籍を外れる場合であっても徴収する。

(4) 教材費

本校へ入学後、退学等により本校の学籍を外れる場合は、原則として使用した教材の実費を徴収し、未使用額は返還する。ただし、実費の計算が困難な場合は月割り額で徴収額を計算する。

(健康診断)

第28条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(寄宿舎)

第29条 本校には寄宿舎を設置する。

2 本校が所有する寮は次の通り

古町ランスイ寮 長崎市古町46番地

3 入寮を希望する者は、別に定める規定に従い入寮手続きをする。

第6章 附帯教育事業

(附帯教育事業)

第30条 附帯教育事業として次のとおりコースを設置する。

コース名	修業期間	授業時数	総定員	備 考
介護福祉士養成科	2ヶ年	2170時間	30名	長崎高等技術専門学校

別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず昭和61年度入学生について準用する。

附 則

1. この学則は、昭和63年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず昭和63年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、昭和64年4月1日から施行する
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず昭和64年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成2年度入学生について適用する。
4. 平成1年度入学生のうち、平成1年4月1日以降に第19条に規定する納付金を納入する時は、第19条の規定にかかわらず附則別表第1に掲げる額とする。ただし、平成1年3月31日までに入学の意志決定をなした入学生にかかる入学金については、改正前の学則第19条の規定による入学金の額とする。

附則 別表第1		単位：円			
学科 学費	情報経理科	ビジネス秘書科 2年生	ビジネス秘書科 1年生	情報システム科	公務員科
入学検定料	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
入学金	123,600	123,600	103,000	123,600	103,000
授業料 (年額)	250,000	290,000	290,000	350,000	300,000
施設設備費 (年額)	133,900	144,200	144,200	175,100	103,000
維持費 (年額)	123,600	123,600	103,000	144,200	92,700

附 則

1. この学則は、平成3年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成3年度入学生について適用する。
4. 平成2年度入学生にかかる納付金については、学則第19条の規定にかかわらず、改正前の学則第19条の規定による額とする。

附 則

1. この学則は、平成8年4月1日から施行する。

2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成8年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、平成10年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成10年度入学生について適用する。

附 則

1. この学則は、平成11年10月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 本文第10条乃至第12条、第19条及び第20条の規定は、附則第1項の規定にかかわらず平成12年度入学生について適用する。
4. 平成11年度入学生にかかる納付金については、学則第19条の規定にかかわらず、改正前の学則第19条の規定による額とする。
5. 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの総定員数は、388名とする。

附 則

1. この学則は、平成14年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。
3. 平成17年度入学生にかかる納付金については、学則第22条（納付金）の規定にかかわらず、改正前の学則第22条（納付金）の規定による額とする。
4. 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの総定員数は、550名とする。（平成17年度入学者240名、平成18年度入学者310名）

附 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成22年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成25年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成26年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成28年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成29年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和2年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和2年10月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和3年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和4年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和5年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和6年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1. この学則は、令和7年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この学則は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 2 0 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後の入学者から適用し、施行日前に入学した学生については、改正前の規定を適用する。